

大牟田市行財政対策大綱

平成13年度～17年度

行財政対策大綱の策定にあたって

本市では、これまで平成 8 年度に策定した行財政対策大綱に基づき、長期的に低迷する地域経済情勢や本市の危機的な行財政状況から脱却し、地域経済の再浮揚と市民サービスの向上を図っていくために、行政、議会、市民が一体となって、行財政改革に積極的に取り組み、一定の成果を挙げた。

しかし、本市を取り巻く地域経済情勢は、依然として厳しく、最盛期には約 21 万人であった人口は、14 万人を切り、高齢化は、国や県と比較して 10 年以上も先行している状況にあり、一方、15 歳未満の年少人口は、大きく減少している。

また、本市の財政状況においては、平成 11 年度に続き、12 年度決算も黒字となったが、財政構造が抜本的に改善されたわけではなく、今後も、市税の伸びは期待できず、さらには産炭地域振興臨時措置法の失効を迎え、現状のままでは、赤字再建団体に陥ることが危惧されている。

このような情勢の中で、地方分権の推進、急激な高度情報化の進展、少子・高齢化の進行などの時代の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、地域の再浮揚、活性化を図り、高齢社会にふさわしい福祉の整った「まち」、文化の香り豊かな住み良い「まち」づくりの実現を目指していかなければならない。

そのためにも、従来の意識や概念にとらわれず、人口規模や都市構造に応じた組織や施設のあり方など行政の構造そのものを抜本的に変えるとともに、従来の事務事業の進め方を変えていくことが必要不可欠である。

このたび、時代の変化に伴う新たな視点に立ち、簡素で効率的かつ効果的な新しい行財政システムを構築し、行財政基盤の強化を図るべく、平成 13 年度からの新しい大綱を策定するものである。

そして、地方分権時代において、行政、議会、市民が一体となって、大綱の推進を図り、総合計画に掲げる 21 世紀の新しい大牟田のまちづくりの実現を目指していくものである。

平成 13 年 10 月

目 次

第1章 行財政対策方針

1. 行財政改革の必要性	1
2. これまでの取組み	2
3. 取組みの視点	2
(1) 地方分権時代への対応	2
(2) 高度情報化時代に対応した取組み	3
(3) 経営的視点に立った行財政運営	3
(4) 民間活力の導入	3
(5) 職員の意識改革	3
4. 推進体制	4
(1) 行財政確立対策本部	4
(2) 行財政対策委員会	4
5. 推進期間	4

第2章 行財政対策の具体的方策

1. 地方分権の推進	5
(1) 市民参加の推進	5
(ア) 市民参加のシステムづくり	6
(イ) 市民活動の促進	6
(2) 行政情報の公開の推進	6
(3) 行政評価システムの導入	6
2. 情報化の推進	7
(1) 電子市役所の実現に向けた取組み	7
(ア) 総合的な計画の推進	8
(イ) 情報通信技術を活用した行政サービスの向上	8
(ウ) 行政事務の効率化・高度化	8
(2) 情報通信基盤の整備	8
(3) 個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策	9
3. 行財政システムの簡素化・効率化	9
(1) 組織・機構の整備	9
(2) 審議会・委員会等の活用	10
(3) 事務事業見直しと職員の適正配置	10
(4) 民間活力の導入の推進	10
(5) 事務事業の効率化・高度化	11
(6) 人材の育成・確保	11
(7) 給与等の適正化	11

4 . 職員の資質向上と人材育成	11
(1) 職員研修の推進	11
(2) 自己啓発の推進	12
5 . 財政の健全化	12
(1) 歳出の抑制及び財源の重点配分	12
(2) 補助金の見直し	13
(3) 財源の確保	13
(4) 受益者負担	13
6 . 公営企業等	14
(1) 上水道事業	14
(2) 下水道事業	14
(3) 病院事業	15
7 . 外郭団体	15
8 . 公共施設の設置及び管理運営	15
(1) 公共施設の設置及び適正配置	15
(2) 公共施設の効率的・効果的な管理運営	16
(3) 公共施設における市民サービスの向上	16
9 . 公共工事のコスト縮減等	16
10 . 広域行政の推進	17
別紙 - 1 審議会・委員会の見直し基準	18
別紙 - 2 補助金の見直し基準	19
用語解説	20

第 1 章 行財政対策方針

1 . 行財政改革の必要性

21世紀を迎えた今日、我が国は、地方分権の進展、急激な高度情報化の進展、少子・高齢化の進行、経済構造の変化、国民の価値観や生活様式の多様化など様々な分野において構造的な変化に直面している。

このような中、我が国の財政は、平成13年度末には国・地方を合わせた借入金残高が、666兆円に達する危機的な状況にあり、国においては、財政構造改革を強力に推進するとともに、21世紀の開始に新たな府省体制を確立し、平成17年までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施しているところである。

本市においては、全国的に長引く景気低迷の中、平成9年3月に、長年にわたって地域経済社会を支えてきた三池炭鉱が閉山し、さらには、中心市街地の空洞化の進行や有明海におけるのり漁等の不作など地域経済情勢は、深刻な状況にある。

本市の財政状況においても、厳しい地域経済情勢により市税収入が伸び悩んでいるものの、行財政改革の推進や国県等の財政支援などにより、11年度決算においては、3年連続の赤字決算をかるうじて免れ、黒字を確保し、12年度決算も黒字となったが、財政構造が抜本的に改善されたとは言えず、今後は、産炭地域振興臨時措置法の失効を迎え、さらに逼迫した状況が予想される。

このような情勢の中において、より一層、高度化・多様化していく市民ニーズや加速化する情報技術をはじめとした技術革新による社会構造の変化及び地方分権の進展により、ますます激化する都市間競争に的確かつ柔軟に対応しながら、石炭産業に代わる新しい産業の創造などの第三次総合計画後期基本計画に掲げる各地域振興プロジェクトを全力で推進していかなければならない。

そのため、これらの時代の変化に適合するよう行政評価などの新たな手法等を導入し、簡素で効率的かつ効果的な新しい行財政システムを構築することにより、地方分権時代にふさわしい市民の立場に立ったさらなる行政サービスの向上と持続的に安定した発展ができる都市を目指し、平成8年度に策定した行財政対策

大綱の見直しを行い、新しい行財政対策大綱を策定するものである。

2．これまでの取組み

本市では、昭和48年度以来、地方自治の推進と行財政の確立を基調として、自主的かつ主体的な行財政の運営に取り組んできている。

平成8年度には、社会経済情勢の大きな変動や地域の基幹産業である石炭情勢の深刻化による厳しい地域経済情勢の中、市民の負託に応えるため、それまでの行財政改革をいま一段と積極的に進め、一層の効果的な行財政システムを構築すべく、昭和62年度に策定した行財政対策大綱の大幅な見直しを行った。

これまで、行財政対策大綱に基づき、長期的に低迷する地域経済情勢や本市の危機的な行財政状況から脱却し、三池炭鉱閉山後の地域経済の再浮揚と市民サービスの向上を図っていくために、国、県等関係機関に対し、炭鉱閉山緊急対策並びに重点地域振興対策等を要望したところである。その結果、エコタウンプランの地域承認、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期間延長及び産炭地域振興臨時措置法失効後の激変緩和地域の指定を受けるとともに、特別交付税をはじめとした国、県等からの多大な財政支援を得ることができた。また、行政内部においては、事務事業見直し、組織・機構の改革、職員の適正配置、調整手当の削減、職員給料の3%及び管理職手当の減額、行財政危機突破対策に基づく経費節減(スリミング)作戦の実施など行財政改革に全力で取り組んできた。さらには、議員定数の削減など議会、市民をはじめとする関係者の理解と協力のもと一定の成果を挙げた。

こうした取組みの成果が、平成11年度決算において、287万円の黒字を確保し、12年度決算においても黒字となった要因の一つである。

3．取組みの視点

本市では、これまでも地方自治と行財政の確立を基調として、行財政改革を推進してきたが、時代の変化に対応すべく次の五つの視点に立ち、より一層強力に、行財政改革を推進していくものである。

(1) 地方分権時代への対応

本格的な地方分権時代を迎え、国と地方との関係が見直されたことに伴い、

地方自治体の自己決定権が拡大され、今後、地方自治体のまちづくりにおける役割と責任はますます増大していく。

地方分権を真に実効性あるものとするために、地方自治体自身が、その能力と体質を強化し、自己決定・自己責任の原則に基づき、市政の主役である市民と行政との協働に努める。

(2) 高度情報化時代に対応した取組み

IT（情報通信技術）革命により急速に進展する高度情報化に伴い、経済構造のみならず社会システムや個人のライフスタイルも変化しており、国においては、「電子政府」の実現に向けた取組みを強力に推進している。

本市においても、情報化の推進により、行政サービスの迅速かつ効率的な提供や市民との双方向のコミュニケーションによる行政への市民参加の推進さらには、「電子市役所」の実現などを目指していくことが必要である。

(3) 経営的視点に立った行財政運営

厳しい財政状況や地方分権の進展により都市間の競争が激しくなる中で、成果を重視した市民満足度の高い行政サービスを提供するため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という基本原則に立ち、サービス精神やコスト意識などの経営感覚を持ち、目標達成や費用対効果の観点から施策の重点化等を進め、効率的かつ効果的な行財政運営に努める。

(4) 民間活力の導入

社会経済情勢の急激な変化に伴い、行政に求められるサービスが高度化・多様化し、質量ともに増大している中、行政の責任領域を改めて見直し、行政が本来担うべき業務とは何かを明確にしつつ、市民と行政、民間と行政の新たな役割分担を行い、市民の自主的な活動に委ねたり、民間の専門的な知識やノウハウが必要な分野などにおいて民間活力の導入を積極的に推進することが必要である。

(5) 職員の意識改革

行財政改革を推進するためには、職員一人ひとりが、問題意識と目標達成の意欲を持ち、その能力を十分に発揮することにより、総合的に組織活動を高めしていく必要がある。さらに、地方分権時代に対応していくために、職員一

人ひとりが、既存の枠組みや従来の発想にとらわれず、主体的な創意工夫を行うとともに、職員の意識改革と資質の向上、能力の開発に努め、人材の育成・確保を図っていく。

4 . 推進体制

行財政対策大綱については、市民の理解と協力のもと、職員一丸となって取り組んでいかなければならないことから、以下の組織のもとで推進を図っていく。

また、実施計画に基づく推進状況については、広く市民の理解を得るため、広報等により、適宜、公表し行政の透明性の確保に努める。

(1) 行財政確立対策本部

庁内組織である「行財政確立対策本部」において、行財政対策大綱の進行管理を行い、行財政対策大綱の計画的で着実な推進を図る。

また、行財政確立対策本部の指示に基づき、「行財政対策検討委員会」において、推進のための具体的な検討を行う。

(2) 行財政対策委員会

市民の代表者等からなる「行財政対策委員会」は、行財政確立対策本部から定期的に大綱の推進状況の報告等を受け、推進について必要な助言等を行う。

5 . 推進期間

行財政対策大綱の取組み期間は、平成 1 3 年度から平成 1 7 年度までの 5 年間とする。

具体的な取組みについては、より具体性、実効性を伴ったものとするため、取組み内容を年度ごとに整理した実施計画を策定し、年次的に推進するものとする。実施計画の推進期間は、社会経済情勢や行政需要の変化に的確に対応し得るように、まず、平成 1 3 年度から平成 1 5 年度までの 3 年間とし、平成 1 5 年度において、平成 1 5 年度から平成 1 7 年度の実施計画を策定する。

なお、実施計画に明記された事項に留まることなく、社会経済情勢の変化などによる新たな事項にも積極的に取り組んでいく。

第2章 行財政対策の具体的方策

1. 地方分権の推進

地方分権一括法が、平成12年4月1日から施行され、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」と言われる地方分権改革は、今まさに現実のものとなって歩み始めた。

今回の地方分権改革は、国と地方自治体の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係を構築し、地方自治体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものであり、今後、地方自治体のまちづくりにおける役割と責任はますます増大していく。

地方分権を真に実効性あるものとするためには、地方自治体自身がその能力と体質を強化するとともに、自己決定・自己責任の原則に基づき、市政の主役である市民と行政が協働し、本市の特性を生かした個性的なまちづくりを推進していかなければならない。そのためには、自分たちのまちは自分たちでつくるというコミュニティ意識を醸成し、地域住民の自主的な地域社会であるコミュニティの形成を促進するとともに、市民活動団体等の活動を促進し、市民と行政が一体となってまちづくりを推進していく必要がある。また、行政運営における公正の確保と透明性の一層の向上を図り、情報公開等を通じて市民の行政への参加をさらに推進する必要がある。さらに、成果を重視した市民満足度の高い行政サービスを提供していくため、行政評価システム等を導入し、地方分権時代にふさわしい新しい行財政システムを構築し、自主的かつ総合的な行財政運営を行っていく。

(1) 市民参加の推進

自己決定・自己責任の原則に基づき、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するためには、市民参加の積極的な拡大・多様化が不可欠である。そのためには、市民の多様な参加を推進するためのシステムづくりが必要である。さらに、市民活動の促進を図るとともに、市民との連携を強化し、適切な役割分担を行い、地域の個性あふれる創意工夫を凝らしたまちづくりを推進していく。

(ア) 市民参加のシステムづくり

市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市民と行政との協働に関する基本方針を策定し、従来から実施している広聴活動や市政モニターなどに加え、事業計画策定段階からのワークショップ方式などによる市民参加の推進やパブリックコメント制度の導入等を図る。それによって、市民の幅広く多様な意見を考慮して意思決定を行っていく。さらに、インターネット等を活用した市民との双方向のコミュニケーションによる行政への市民参加を促進するとともに、福祉活動、環境美化活動など市政全般にわたって市民参加の推進を図っていく。

(イ) 市民活動の促進

市民と行政との協働に関する基本方針に基づく市民活動促進のための指針を策定し、市民活動団体等の活動の基盤づくり、人材育成、支援促進策の推進を図る。

また、市民活動団体とのネットワーク化を図り、市民活動の情報提供や交流を促進していくとともに、連携強化し、今後の地域社会の大きな課題である少子・高齢社会や循環型社会に的確に対応するため、適切な役割分担を行い、創意工夫を凝らしたまちづくりを推進していく。

(2) 行政情報の公開の推進

市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくためには、市民と行政との信頼・協力関係の構築が不可欠である。

そのため、個人情報保護と情報公開システムのあり方に留意しつつ、情報公開制度の充実を図るとともに、ホームページ等の活用により行政情報を積極的に提供し、わかりやすく透明性の高い行政運営を推進していく。

また、公正かつ能率的な行政運営の確保を図るため、従来から監査委員による監査を実施しているところであるが、今後とも、監査機能を補完し充実する観点に立ち外部監査制度等について調査研究を行っていく。

(3) 行政評価システムの導入

厳しい財政状況下において、限られた財源と人員で、市民満足度が高いサービスを効率的かつ効果的に提供するために、行政評価システムの導入を図っていく。それによって経営的な視点に立ち、行政活動を市民の立場から客

観的に評価することにより、成果を重視した市民満足度の高いサービスを提供するとともに、よりよいサービスをいかに低コストで提供するかを職員自らが考えるように職員の意識改革を図っていく。

さらに、評価を市民に公表することで行政活動を積極的に情報公開し、行政活動に対する市民の意見を市政に反映させる。また、本市の財政状況についての市民の理解を深めるため、企業会計方式によるバランスシート等を公表し、市民への説明責任を果たしていく。

2. 情報化の推進

世界的規模で進展している情報通信技術による産業・社会構造・個人のライフスタイルの変革、いわゆるIT革命は、社会経済活動の利便性向上や産業の効率化・高度化はもとより、行政の組織構造や運営のあり方、市民や企業、国、自治体相互の関係を根本的に変えようとしている。

本市では、平成10年3月に、地域や行政における情報化推進に関する指針となる地域情報化計画等や行政情報化計画を策定し、地域情報ネットワーク「OH!夢多(おおむた)情報ネットワーク」を整備し、平成11年4月からインターネットを使った地域や行政の情報提供及び庁内ネットワークの整備などを行ってきた。

今後においても、市民生活の一層の向上と地域産業の振興等を目指し、地域の情報基盤の整備など地域の情報化を推進していく。

さらに、市民ニーズや国、県等の動向に的確に対応しながら、高度な情報機器、通信技術、インターネット技術を取り入れ、「電子市役所」の実現に向けた取組みなど市民の立場に立った質の高い行政サービスの提供と行政事務の効率化・高度化を図っていく。

(1) 電子市役所の実現に向けた取組み

電子市役所の実現を図るために、強力な推進体制を整備するとともに、総合的な推進計画に基づき、行政のあらゆる分野において情報化を推進していく。そして、情報通信技術の活用と既存の制度・慣行の見直しにより、行政サービスの向上及び市民に開かれた行政の実現を目指すとともに、行政運営の総合性・機動性を高め、その効率化・高度化を図っていく。

(ア) 総合的な計画の推進

本市の電子市役所への取組みを積極的に推進するために、既存体制の活用、充実を含め全庁的な推進体制や市民をはじめ産学官による推進体制の整備を図る。また、本市の情報化施策の基本方針である行政情報化計画及び地域情報化計画を融合した総合的な計画を策定し、その推進を図り、電子市役所の実現を目指していく。

(イ) 情報通信技術を活用した行政サービスの向上

情報化の基盤となる国、県及び市町村を相互に接続する総合行政ネットワークの整備を進めるとともに、住民基本台帳ネットワークシステムの整備にあわせて、ＩＣカードの保健・福祉・医療などの分野での活用を図り、行政サービスの総合化を推進する。また、申請、届出等のオンライン化を進め、行政手続きが自宅や職場から簡単にできるように、ワンストップ市役所の実現を図るとともに、将来的には、ノンストップ市役所の実現を目指す。

さらに、福祉、教育、文化などあらゆる行政分野において、情報通信技術の活用による一層の行政の高度化を推進するとともに、市民の情報リテラシーの向上を図っていく。

(ウ) 行政事務の効率化・高度化

高度化・多様化する市民ニーズや行政需要に対応するため、庁内ネットワークの活用、各種システムの開発・整備及び職員の情報リテラシーの向上を図り、行政事務のペーパーレス化など効率化・高度化を進める。また、各種情報のデータベース化を行い、情報の共有を図るとともに、情報公開を推進していく。

(2) 情報通信基盤の整備

市民生活の一層の向上と産業の活性化を図るため、県により整備される「ふくおかギガビットハイウェイ」の有効活用をはじめ、地域情報ネットワーク「OH! 夢多(おおむた)情報ネットワーク」の拡充を図る観点から、「OH! 夢多(おおむた) e - ネット21整備事業」により市内の公共施設や教育施設等を結ぶ地域通信回線網の整備を進める。また、地域情報化の核となる(株)有明ねっとこむ等との連携のもと、地域の情報化基盤の整備を促進し、既存

産業の高度化に向けた情報化支援や企業誘致等の推進に努める。

(3) 個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策

高度情報通信社会の到来に伴い、情報の流通、蓄積、利用の著しい増大により個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策が急務となっている。

そのため、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる事項等について定める条例の制定など、個人情報保護制度を整備し、個人の権利利益の保護に努める。

また、インターネットの普及に伴うネットワークシステムへの不正侵入、情報の改ざん、漏洩等を未然に防ぎ、信頼性の高いネットワークシステム構築のため、今後も、情報セキュリティ対策をより一層推進する。

3 . 行財政システムの簡素化・効率化

急速に進展する少子・高齢化、国際化、高度情報化など社会経済情勢の変化に伴い、行政需要がますます高度化・多様化する中で、これまでも市民ニーズを的確に把握し「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本として効率的な行財政運営に取り組んできたところである。

地方分権時代を迎えた今日においては、権限委譲に伴う事務量の増加、市民ニーズの多様化等が予想される中で、民間と行政の役割を見直すとともに、さらなる組織・機構の簡素化・効率化、事務事業見直し及び職員の適正配置等に努め、地方分権時代にふさわしい行財政システムを構築していく。

(1) 組織・機構の整備

急速に変化する社会経済情勢と行政需要の高度化・多様化に適合するとともに簡素で効率的かつ効果的な行財政システムを確立するために、環境の変化への即応や分権型社会におけるまちづくりの視点に立った機構改革をさらに弾力的かつ柔軟に実施していく。また、全庁的な総合調整機能や各部内の企画調整機能を充実するとともに、プロジェクトチームの活用など流動体制の推進による弾力的な組織運用を図り、行政執行体制の効率化と活性化に努めていく。

(2) 審議会・委員会等の活用

審議会・委員会等は、地方分権時代において、市民と協働してまちづくりを推進していく上で、行政に対する専門知識の導入・公平の確保・市民意思の反映等その果たす役割は大きく、今後も積極的にその活用を図る。

また、現在設置している審議会・委員会等の見直しについては、設置目的や必要性等を引続き別紙 - 1 の基準によって見直し、整理・再編成していく。さらに、多重多選を可能な限り避け、幅広い分野から新たな人材の登用を図るため、委員選任基準を策定し、女性委員の登用や設置目的によって公募制の導入等を積極的に推進していく。

(3) 事務事業見直しと職員の適正配置

事務事業見直し及び職員の適正配置については、社会経済情勢や行政需要の変化等に適合し、効率的で効果的な事務遂行による適切な行政サービスを提供するため、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、不断に取り組んでいく必要がある。

社会経済情勢の変化等による事務事業の統廃合、行政と民間との役割分担に基づく委託化及び情報化の推進等による事務の効率化などにより事務事業見直しに積極的に取り組むとともに、緊急性及び優先性に基づく行政需要並びに地域振興重点施策などへの重点的な職員配置を行うなど計画的で効果的な定員管理により、平成13年度から平成17年度までに4%の職員削減を目標とした職員配置計画に基づき、職員の適正配置に努める。

(4) 民間活力の導入の推進

市民ニーズや行政需要が高度化・多様化し、質量ともに増大している中で、業務委託やPFIの手法など民間活力の導入については、今後、民間活力の導入に関する方針に基づき、行政の責任を明確にした上で、民間と行政の役割分担を行い、適正な管理監督のもとに、行政サービスの向上や行財政運営の効率化の視点から推進するとともに、民間が主体となってサービスの提供を行う方が望ましい分野において、地域経済の活性化等の視点から積極的に推進していく。

また、すでに民間委託を実施している業務についても、再点検を行い、さらなる経費の見直しを推進するとともに、行政サービスの向上等に努める。

(5) 事務事業の効率化・高度化

多様化・高度化する市民ニーズや行政需要に的確に対応し、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ために、職員一人ひとりが、コスト意識を持ち、事務事業の内容や実施方法等を絶えず見直し、職員自らの創意工夫により、情報化の推進をはじめとした業務改善に積極的に取り組み、事務事業の効率化・高度化を図り、市民の立場に立った行政サービスの向上を目指す。

(6) 人材の育成・確保

本格的な地方分権の時代を迎え、自己決定・自己責任の原則に基づき、地方自治体を運営していくには、多様化・高度化する市民ニーズや行政需要に的確に対応できる多様な人材の育成・確保が求められている。

そのために、自己申告制度の導入など新たな人事諸施策を積極的に推進し、適材適所の観点に立った職員の配置に努める。

(7) 給与等の適正化

職員の給与その他の勤務条件については、職員の士気の高揚及び職場の活性化に寄与するとともに、必要な人材を確保し、将来にわたって市の行政運営の安定を図るための基盤である。今後も、職員の生活実態、国や他の地方公共団体及び民間の給与等、さらには行財政の確立を図る観点など十分に考慮しながら、給与水準の適正化等を引続き推進する。

4 . 職員の資質向上と人材育成

地方分権の推進や行政需要の高度化・多様化など行政を取り巻く環境が著しく変化していく中で、職員には、時代の要請に対応できるグローバルな視野、柔軟な発想とともに、市民と協働して、本市の特性を生かした個性的なまちづくりを推進していくために、地域の特性や市民ニーズに的確に対応できる政策形成能力等の向上が強く求められている。

これらの視点に立って人材育成基本方針の見直しを行い、地方分権時代の自主的で総合的な行政運営を担うにふさわしい人材を育成していく。

(1) 職員研修の推進

職員研修については、「人材育成基本方針」の趣旨に沿って、長期的な視野

に立った人材の育成・確保を目指し、階層別研修、講演会、政策形成研修、法務研修、さらには行政評価などの時代の変化に伴う新たな行財政運営の手法に関する研修等、研修体系や内容の充実を図るとともに、職場において、日常の職務の遂行を通じて行う職場研修を積極的に推進する。

また、外部諸機関への派遣研修や国及び県等との人事交流についても積極的に取り組み、職員の意識改革と能力の開発を図っていく。

(2) 自己啓発の推進

能力開発にあたっては、自己啓発は重要であることから、市政や業務に関する自主的研究活動を行うグループを支援し、研修だよりでの紹介や発表会の開催などを行うほか、通信教育による自己啓発を積極的に支援するなど職員の仕事に対する意識改革や自己啓発を図っていく。

5 . 財政の健全化

地方分権時代に対応していくためには、財政基盤の強化が不可欠であるが、本市の財政構造は、歳入においては、厳しい地域経済情勢等により、市税が伸び悩んでおり、財政基盤の基となる自主財源に乏しく、地方交付税や補助金などの依存財源に頼ったものとなっている。また、歳出においては、人件費、扶助費などの義務的経費の割合が多く、財政の硬直化を示す経常収支比率は、依然として高い水準にある。

今後、産炭地域振興臨時措置法が失効し、重要プロジェクトを推進していくうえで、大幅な財源不足が予想される中、地域の再浮揚・活性化の実現を目指すとともに、個性豊かな活力あるまちづくりを推進するために、中長期的な観点から行財政改革を積極的に推進しながら計画的な財政運営を行い、財政の健全化を図っていく。

(1) 歳出の抑制及び財源の重点配分

職員一人ひとりが、コスト意識を持ち、事務事業のあり方等をさらに抜本的に見直すなかで、徹底的な経費の節減を図るとともに、PFI など民間活力の導入による整備手法の検討、民間等への業務委託及び情報化の推進など行財政改革を積極的に推進しながら内部管理経費を削減し、経常収支比率を改

善していく。また、重要度、緊急度等の観点から施策の厳しい選択を行うとともに、成果を重視した市民満足度の高い施策を効率的に実施し、地域振興施策等への財源の重点配分に努める。

(2) 補助金の見直し

補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を検討した上で、整理・合理化することを基本として、引続き別紙 - 2 の基準により見直しを行っていく。

補助金の新設にあたっては、国・県等の補助金を伴うものであっても、安易に新設せず、あくまでもスクラップ・アンド・ビルドの観点から実施していく。

さらに、長期にわたっているもの及び新設する補助金については、終期を明確にするほか、交付規則等に基づかない補助金については、規則等を定めるなど、運用基準を明確にする。

(3) 財源の確保

財政基盤を強化するため、地域振興プロジェクトの推進により税源の涵養を図る一方、税の公平を原則とした適正課税や収納率の向上などにより、収入の根幹をなす市税の安定確保を図る。

また、各種プロジェクトに国・県補助金等を有効活用するため、国や県などへ引続き支援を求めていく。特に、産炭地域振興臨時措置法失効後の激変緩和期間（平成14～18年度）において、本市地域振興策が実効あるものとなるよう、財源の確保を国等に要請する。

さらに、地方分権の進展に伴い、権限委譲に見合った財源の配分など地方税等財源の充実や制度の見直しを国等に要請していくとともに、地方分権の一環として税制面において制度改善されたことから税源の確保についても調査研究していく。

その他、将来にわたり行政目的に使用する見込みがない未利用地の有効活用や処分など財源の確保を図っていく。

(4) 受益者負担

使用料・手数料等については、これまでも受益者負担の原則に基づき、公平性の観点から、可能な限り負担根拠を明らかにするなかで市民に理解と協

力を求め、見直しを行ってきた。

今後も、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、自己決定・自己責任の原則に基づき、これまで以上に負担根拠を明確にし、市民への説明責任を果たしながら、適正な見直しを行っていく。

6 . 公営企業等

公営企業等においても、行財政対策大綱の基本的な考え方は共通しており、厳しい事業経営の中で、これまでも行財政対策大綱に基づき、民間委託等の推進や経費の節減などに全力で取り組み、経営の健全化を図ってきた。

しかしながら、公営企業等の経営状況は、公共性と企業性を有する中で、厳しい状況となっている。今後において、公営企業等については、独立採算を基本として、これまで以上に企業性を発揮し、簡素で効率的かつ効果的な機構の整備やさらなる民間委託等を推進し、より一層、経営の健全化を図っていく。

(1) 上水道事業

上水道については、これまでも事務事業見直しや検針業務の委託化などを行い、経営の健全化を図ってきた。

今後においても、市民サービスの向上や経営基盤の強化を図るため、さらなる事務事業の見直しや長期財政計画に基づく使用料の見直しを行うとともに、下水道事業との統合や水道公社設立の検討などを進める一方、市水と社水の一元化や水道施設の整備を推進し、将来的にも安定した給水を確保していく。

(2) 下水道事業

下水道事業については、浸水の防止と清潔で衛生的な生活環境を図るべく、その整備・拡大を進め、都市環境の向上に努めてきた。

今後においても、計画的な整備を進め、普及率の向上を図り、市民サービスの向上に努める一方、経営基盤の強化を図るため、民間委託の推進をはじめとしたさらなる事務事業の見直しや受益者負担等の見直しを行う。また、地方公営企業法を適用し、費用負担区分を明確にするとともに、上水道事業と統合し、より効率的な管理運営を行う。

(3) 病院事業

市立総合病院は、これまで地域における中核的な病院として、医療需要の増大や医学の進歩発展などに対応して、地域医療水準の向上に努めてきた。

また、全国的に厳しい自治体病院の経営状況の中で、市立総合病院においては、第三者機関における経営診断や病院機能評価等で示された改善策に取り組み、経営の健全化を図ってきたが、依然として厳しい経営状況である。

今後においても、ますます厳しさが予想される医療情勢の中、経営改善策を実施するとともに、地域における中核的な病院として、診療所や病院との連携強化により機能分担を明確にし、質の高い医療サービスの提供に努め、患者に信頼される病院づくりを目指しながら、経営の健全化を図っていく。

7. 外郭団体

外郭団体は、これまで高度化・多様化する市民ニーズや行政需要に即応した行政サービスを提供するために、重要な役割を果たしてきた。

今後、外郭団体に対して、ますます高度化・多様化する市民ニーズ等に即応するため、活動の実態、果たしている役割、民間活力の活用及び事業の効率性・類似性等の面から事業内容を再点検するとともに、各団体において経営計画などを作成し、経営の改善に努めるよう指導等を強化していく。また、職員派遣や補助金などの見直し、経営状況に関する情報公開及び統廃合等についても検討していく。

8. 公共施設の設置及び管理運営

高齢化の進展、教育水準の向上、余暇時間の増大等社会の成熟化に伴い、地域福祉や生涯学習が推進される中で、公共施設は、市民の主体的な活動の場などとして、今後も大きくその必要性が認識されているところである。

公共施設については、必要性・緊急性及び需要予測など十分に検討を行い、真に必要な施設のみ設置するとともに、適正配置に努める。また、効率的・効果的な管理運営や既存施設の有効活用などを図っていく。

(1) 公共施設の設置及び適正配置

公共施設の設置に際しては、維持管理経費等を含めた費用対効果、PFIな

どの整備手法及び広域的な観点などからの検討を行うとともに、複合化や併設化を図り、既存施設も含め、ユニバーサルデザインを推進し、すべての市民が利用しやすい施設とする。

さらに、既存施設については、機能の充実を図るとともに、人口規模や都市構造に見合ったものとするための統廃合の検討を行い、適正配置に努める。

(2) 公共施設の効率的・効果的な管理運営

公共施設の管理運営については、施設管理公社や雇用開発センターへの委託のあり方を見直し、適正な管理監督のもとに、有効活用を図るとともに、ボランティア団体等の民間活力を積極的に導入していく。また、複数施設間の保守点検等の契約を同時に行うことによる費用の削減など効率的かつ効果的な管理運営を行っていく。

(3) 公共施設における市民サービスの向上

市民サービスの向上を図るため、公共施設間の有機的連携により、情報の共有化等を図り、合同イベントを開催するなど効果的な事業展開を進めていく。また、広域的な利用や時代に即した事業展開を図るための設置目的の見直しなどを検討するとともに、地区公民館、学校施設、体育施設等を各地域のコミュニティの中核的な施設として活用していく。

9. 公共工事のコスト縮減等

厳しい財政状況下において、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共工事の執行を通じた社会資本の整備を着実に進めるため、平成10年10月に「大牟田市公共工事コスト縮減に関する行動計画」を策定し、平成11年度から平成13年度末までに公共工事のコストを10%以上の縮減することを目標に、公共工事のコスト縮減に積極的に取り組んでいる。

今後においては、国の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に基づき、現行動計画の見直しを行い、各自がさらにコスト意識を持ち、公共工事のコスト縮減に取り組んでいく。また、入札・契約手続の透明性のより一層の向上と入札・契約参加者の公正な競争の促進などを図るため、入札・契約制度の改善を推進していく。

10 . 広域行政の推進

市民の日常生活や経済活動がますます広域化し、行政需要が高度化・多様化していく中で、単独の地方自治体では対応が困難な課題が増えている。現在の厳しい財政状況下で、これらの課題に対応するためには、各地方自治体で共通し、重複するような事務を広域的に処理することにより行財政運営の簡素化・効率化を図っていかねばならない。

また、有明広域市町村圏の一体的振興を目指し、第4次有明広域市町村圏計画を策定し、その推進を通じて、広域的な視点に立った産業経済の振興と圏域の住民生活の全般的な向上を図っていく。さらに、地方分権の観点も踏まえ、市町村合併等の広域行政に関する課題及び具体的方策等の調査研究を行っていく。

審議会・委員会の見直し基準

1. 廃止

- (1) 既にその役割を果たしたもの
- (2) 活動実績が少なく、開催していても形式的で設置効果が乏しいもの
- (3) 審議会等の調査、審議を経なくても庁内における部局間の緊密化等一般的な対応によって可能なもの
- (4) 社会経済情勢の変化に伴い、必要性が低下しているもの

2. 統合

- (1) 設置目的、審議事項等が重複、類似しているもの
- (2) 独自の機関として存続しなくとも類似の機関に統合して支障のないもの

3. 構成

- (1) 委員の選任については、審議会・委員会等の設置目的によって公募制の導入を図るとともに、青年、女性の参加を積極的に進める。
- (2) 委員の数については、特に必要がある場合を除き、20名以内の必要最小限の委員数とする。

補助金の見直し基準

	見直しの視点	判断基準	措置
	公益性	・公益性が少ないもの	廃止
	必要性 緊急性	・既に目的を達したもの ・創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が減少したもの ・緊急性が高くないもの ・終期が設定されているものであって、終期が到来したもの ・自主的運営に委ねることが可能なもの（団体の構成員の負担能力及び団体の自己資金の状況） ・市と直接かわりがないもの	廃止 廃止又は縮小 廃止又は縮小 廃止 廃止 廃止
	公平性	・受益者が特定のものに限定され、補助金交付の妥当性が乏しくなったと認められるもの ・他の同種類別の団体事業に補助金が交付されていないもの又は同種類別の補助金に比し多額であるもの	廃止 廃止又は縮小
	効果・ 経済性	・補助目的にてらし効果が上がっていないもの ・零細補助で効果がないもの ・形式的、習慣的に補助されているもの ・受益の地域性、波及効果からみて、市の負担区分が適正でないもの ・補助効果に比して補助金が多額であるもの ・補助事業と同種類別の事務を県又は市が実施しており、事務事業が重複しているもの	廃止 廃止 廃止 縮小 縮小 廃止
	執行方法や 事務処理の 改善による 効率化、合 理化	・代替措置による目的達成	融資等
・終期の設定		・事業計画に基づくもの ・一時的、緊急な対策として実施するもの ・普及啓発及び誘導策として実施する奨励事業、モデル事業 ・団体の自立を促進する財政援助として実施するもの	終期の決定 終期の決定 終期の決定 終期の決定
・総合、メニュー化		・行政目的が同一、緊急な対策として実施するもの ・メニュー化により、補助事業者の選択の範囲を拡大しうるもの	統合 メニュー化
	・補助手続きの簡素化合理化	・補助事業者の手続きが簡素化できるもの （申請書、実績報告等の様式改善等） ・市の事務処理を省力化できるもの	手続き改善

注 は、事務事業又は補助事業のいずれかを廃止

用語解説

	用 語	説 明
あ行	ICカード	プラスチックのカードにIC（集積回路）を埋め込んだもので、従来型の磁気カードに比べ、入力できる情報量が格段に多い。
	IT(アイティ)革命	世界規模で生じている情報通信技術(IT:information technologyの略)の進展による急激かつ大幅な産業・社会構造の変革。
	有明広域市町村圏	自治省が昭和45年に制定した「広域市町村圏振興整備措置要綱」に基づく、広域行政圏であり、大牟田市をはじめ、柳川市、三橋町、瀬高町、大和町、山川町、高田町の2市5町で構成される。
	インターネット	さまざまなコンピュータネットワークが相互に接続され、情報を受けたり発信したりできる世界的規模のネットワークの総称。
か行	外部監査制度	地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査制度。
	行政評価	さまざまな行政活動について、事前、中間、事後を問わず、一定の基準、指標等を用いて、その妥当性や達成度、成果を判定するしくみのこと。
	経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に、地方税、交付税、譲与税等の経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標。
	コミュニティ	一定の地域に居住し、共同、帰属意識を持つ人びとの集団。地域社会。
さ行	自己申告制度	職員自身に自己の情報を提供させることにより、職員の把握と組織運営のための有用な情報を収集する手段であり、職員個人の側からの評価とそれに付随する要望等をできる限り組織の中に生かし、職員の自己実現の要求と組織目的とを合致させることを前提としている制度。
	市民活動団体	市民が行う自由な社会貢献活動である市民活動を、営利を目的とせず、継続的に行う団体。
	住民基本台帳ネットワークシステム	住民票の記載事項として新たに住民票コードが加えられたことにより、このコードをもとに、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の機関等に対する本人確認情報の提供が行われるしくみ。
	情報セキュリティ	コンピュータやネットワーク利用者の機密保護。
	情報リテラシー	情報を処理し、利用する能力。情報化社会の進展のなかで、膨大に増えていく情報及び情報通信機器に対応して、これを的確に理解・判断・応用していく能力。
	スクラップ・アンド・ビルド	新設（ビルド）にあたっては、同等の廃止（スクラップ）を条件とし、純増を認めないというもの。
	総合行政ネットワーク	国、県及び市町村間を相互に接続し、迅速な文書交換や法令、条例、基礎的統計等の情報の共有を図るもの。
た行	電子市役所	市民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネット等のITを活用した行政運営を図ること。
	電子政府	国民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネット等のITを活用した国の行政運営を図ること。
な行	ノンストップ市役所	申請や届出等を24時間自動受付することができるようにすること。
は行	パブリックコメント制度	「意見提出手続制度」のこと。政策の立案等に際して、事前に、原案を公表し、広く市民の意見を求め、これらを考慮しながら意思決定するしくみ。
	バランスシート	貸借対照表のことで、一定時点における財政状態を表示した会計報告書。資産の部、負債の部及び資本の部からなっており、資産の部は、資金の具体的な運用形態を示し、負債の部及び資本の部は源泉形態を示している。資産合計額と負債・資本合計額は合致する関係にある。

は行	P F I (ピーエフアイ)	private finance initiativeの略。民間の有する資金や事業経営における経験的に培われた知識や情報を活用して、優れた公共施設の整備やより効率的で質の高いサービスの提供を目指す新しい事業方式。
	ホームページ	インターネット上で情報発信を行うために作成される情報画面。
や行	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」ということ。施設やものをつくるときに、はじめからできるだけすべての人が利用できるようにしていこうとする考え方。
わ行	ワークショップ方式	計画などをつくるために、目的を同じくする人が集まり共同で作業すること。
	ワンストップ市役所	複数の窓口は何度も行く必要がなく、ひとつの窓口で、関連したサービスを一度に受けることができるようにすること。